

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の学校感染症について

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法（第19条）により、出席停止の措置をとることができます。医師から下記の感染症と診断された場合は、速やかに学校に連絡し、必要な期間休養してください。

★医師から登校を許可され、登校再開する際には、「学校感染症用意見書」「インフルエンザ報告書」を学校に提出してください。（本校ホームページよりダウンロード可能）

＊インフルエンザの場合…①「**感染症報告書**」保護者が記入（＊添付書類必要）
 コロナウィルス ②「学校感染症用意見書」 医師が記入

どちらかを提出

＊インフルエンザ・コロナ以外の感染症…「学校感染症用意見書」 医師が記入したものを提出

医師記入の意見書については、文書料が発生する場合があります。ご了承ください。

《学校感染症の種類と出席停止期間》

学校感染症の種類と出席停止期間の基準について
 令和6年10月改訂版

感染症の種類		出席停止の期間の基準	提出書類
第 1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルブ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属性インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5 N ーであるものに限る)	治癒するまで	
第 2類	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(N5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	*【インフルエンザ報告書】 と【添付書類】または【学校 感染症用意見書】
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで	【学校感染症用意見書】 (医師が記入)
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第 3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		
	その他感染症※	<u>必要があれば</u> 、学校長が学校医の意見を聞き、第3類の感染症として措置をとることができる。 あらかじめ特定の疾患をさだめるものではない。	出席停止の措置がとれる場合のみ【学校感染症用意見書】

＊その他感染症

…溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの。

関係法令：学校保健安全法施行規則第18条、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会

＊インフルエンザ・コロナウィルスについては、保護者記入の報告書と添付書類の提出があれば、医師の意見書を提出する必要はありません。添付書類は、お薬説明書・お薬手帳の写し等、インフルエンザ・コロナウィルスにかかったことがわかる書類です。